

## 事後審査型一般競争入札における電子入札手続

### 1 入札案件の公表及び登録について

#### (1) 入札の対象とする案件の明示

入札案件の公告を行う場合には、工事概要に当該案件が電子入札案件かつ事後審査型一般競争入札案件である旨を明示するものとする。

#### (2) 入札説明書に添付する建設工事競争入札心得

入札説明書に添付する建設工事競争入札心得は、事後審査様式1を使用するものとする。

#### (3) 入札案件の日時設定

入札の実施に係る手続きの開始及び締切りの日時は、原則として次のとおり設定するものとする。

##### ア 入札参加申請の受付

(ア) 入札参加申請書の受付開始及び受付締切の日時は事後審査型取扱通知別紙1又は別紙2に基づき設定するものとする。

(イ) 受付開始の時刻は午前9時とし、受付締切の時刻は午後5時とする。

##### イ 入札書の受付

(ア) 入札書の受付開始の日時は、2(2)で規定する入札参加申請確認通知を行う日以降の適当と認める日及び時刻に設定するものとする。

なお、この場合にあつては、(イ)の規定により定める受付締切の日までに相応の期間が確保できるよう留意するものとする。

(イ) 受付締切の日時は事後審査型取扱通知別紙1又は別紙2に基づき設定するものとし、受付締切の時刻は午後3時とする。

#### (4) 入札案件の登録

支出負担行為担当者は、入札を実施する際には、当該入札案件の執行について、公告により周知する時点までに、案件名、手続ごとに設定した日時、工事費内訳書の添付が必要であること、その他必要となる事項を、電子入札システムに登録するものとする。

### 2 入札への参加申込み

入札案件への参加に係る手続は、次のとおりとする。

#### (1) 入札参加申請書の提出

支出負担行為担当者は、入札案件への入札参加希望者から、入札参加申請書を電子入札システムにより提出させるものとする。

#### (2) 入札参加申請の確認及び通知

支出負担行為担当者は、入札参加希望者から電子入札システムにより入札参加申請書の提出があったときは、その申請書が到達したことを知らせるために、入札参加申請書受付票(取扱通知別記第3号様式)を交付し、入札保証金の納付が必要か否かの確認

を行った後に、入札参加確認通知書（取扱通知別記第4号様式）を交付するものとする。

### 3 添付書類の取扱いについて

#### (1) 添付書類の提出

入札参加者が提出しようとする電子ファイルの容量が3MBを超える場合又は支出負担行為担当者が特に必要と認める場合は、次により提出させるものとする。

ア 支出負担行為担当者は、「送付・持参提出通知書」（事後審査電子様式1）を、電子入札システムを利用して各手続の際に併せて電子ファイルで提出させるものとする。

イ 支出負担行為担当者は、送付又は持参による提出に当たっては、「添付書類内訳書」（事後審査紙様式1）とともに、各手続ごとに必要な書類一式を一括して封書の上、調達案件名、自己の氏名を表記させ提出させることとし、電子ファイルによる提出との併用は認めないものとする。

なお、提出の通知があった入札参加者から、電子入札システムを利用して電子ファイルで書類が提出された場合は、送付又は持参した書類のみを各手続の添付書類とし、電子ファイルで提出された書類の内容は確認しないものとする。

ウ 書類の提出期限は電子入札システムによる提出期限と同一とし、提出期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用させることとする。

エ 添付書類のうち、工事費内訳書については7で規定する紙参加者を除いて送付又は持参による提出を認めないものとする。

#### (2) 添付書類の再提出

添付書類の再提出については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

##### ア 入札参加者の申出による再提出

支出負担行為担当者は、入札参加者から、提出済みの添付書類に誤り等を発見した旨の連絡があった場合には、再提出の可否等に関して指示すること。この場合にあって、入札期間（紙による入札にあっては入札日時）を過ぎた申出については、イによる場合を除き再提出を認めないものとする。

##### イ 支出負担行為担当者の求めによる再提出

支出負担行為担当者は、提出済みの添付書類を確認した結果、再提出が必要と認められた場合には、その旨を当該入札参加者に電話等で連絡するものとする。この場合にあって、再提出しようとする添付書類は「添付書類内訳書」（事後審査紙様式1）とともに、提出するものとする。

##### ウ 再提出を認めない添付書類

添付書類のうち、内訳書については、入札書同様に、書換え、引替え又は撤回が認められないこととされているため、電子入札システムにおいて入札書に添付する際には、その電子ファイルの名称、種類及び内容について確認し、誤った電子ファイルを提出することのないよう十分な注意を払うよう求めるものとする。

### 4 入札保証金について

支出負担行為担当者は、入札保証金の納付が必要な入札参加者に、入札保証金を当該開札日の開札日時までに納付させるものとする。

## 5 入札書提出後の辞退等

入札書の提出後には、いかなる場合も、提出された入札書及び内訳書の書換え、引換え又は撤回を認められないので、提出に当たっては入札書のほか、入札書に添付する電子ファイルの内容も含めて、誤りが無いか十分に確認させるものとする。

## 6 開札について

### (1) 開札の実施

#### ア 開札

開札は、開札日時に速やかに行うものとする。

#### イ 落札候補者の決定

入札執行者は、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）のうち、最低の価格をもって入札を行った者を第一順位の落札候補者とする。

#### ウ くじによる第一順位の落札候補者の決定

落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者が2人以上いる場合は、電子入札システムにより電子くじを実施して第一順位の落札候補者を決定するものとする。

#### エ 内訳書の提出がない者及び無効な内訳書を提出した者の取扱い

「入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱について」（平成 27 年 3 月 19 日付け建管第 2597 号）により内訳書の提出がない者及び無効な内訳書を提出した者を落札候補者から除くものとする。

#### オ 入札書提出者の権限確認

入札執行者は、第一順位の落札候補者を決定するときは、その入札書を提出した者が、当該入札を行う権限を有する者であることを電子入札システム等により確認するものとする。

権限を確認した結果、入札書を提出した者が、当該入札を行う権限を有しない者である場合は、その者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者（2人以上いる場合は、電子くじにより決定した者）に係る入札書を提出した者が、当該入札を行う権限を有する者であることを確認するものとする。

#### カ 落札決定の保留

入札執行者は、第一順位の落札候補者を決定したときには、入札参加資格を審査するため、落札決定を保留し、電子入札システムから電子メール等により、入札参加者全員に保留通知書を発行した旨を通知するものとする。この保留通知書には、落札候補者のうち、入札価格の低い者から、入札執行者が決める順位までの者を記載するものとする。

(2) 第一順位の落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合の手続

支出負担行為担当者は、入札参加資格の審査の結果、第一順位の落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次に低い価格を提示した落札候補者（2人以上いる場合は、電子入札システムにより電子くじを実施して決定した者）に係る入札書を提出した者が当該入札を行う権限を有する者であることを電子入札システム等により確認し、その者を第一順位の落札候補者に繰り上げて審査を行うものとする。

第一順位の落札候補者が決定したときは、(1)カ の通知を行うものとする。

(3) 落札者の決定

ア 支出負担行為担当者は、事後審査型取扱通知別紙 1 2 (1)による落札者を決定したときには、審査結果を電子入札システムに登録するものとする。

イ 入札執行者は、電子入札システムから電子メール等により、入札参加者全員に落札者決定通知書を発行した旨を通知するものとする。

(4) 再度の入札

支出負担行為担当者は、第一順位の落札候補者の決定後の再度入札は行わないものとする。

7 紙参加の取扱いについて

(1) 入札に紙で参加する場合

入札参加者が、基準 9 - 1 に該当する場合であって、「紙参加届出書」（事後審査紙様式 2）を支出負担行為担当者に提出したときは、当該入札案件に紙により参加させることができるものとする。

(2) 紙参加の確認

支出負担行為担当者は、入札参加申請書の提出に当たり、紙参加届出書の提出があった場合は、提出した者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により知事が定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格のうち、入札案件に対応する資格を有している者であることを確認するものとする。

(3) 紙参加による入札参加申請書

支出負担行為担当者は、紙参加による入札参加申請は「事後審査型一般競争入札参加申請書」（事後審査紙様式 3）を提出して行わせるものとし、「事後審査型一般競争入札参加申請確認通知書」（事後審査紙様式 4）を交付するものとする。

(4) 紙参加による入札書の添付書類

紙参加による入札書の添付書類（工事費内訳書を含む。）は入札書とは別に封書の上、調達案件名、自己の氏名を表記させ、入札書の提出に併せて、入札執行者が指定する場所に提出させるものとする。

(5) 紙参加者への通知方法

紙による入札参加者に対して行う通知は、次の方法により行うものとする。

ア 落札決定の保留通知

6(1)カに規定する通知は、開札場所においては、口頭により行うものとする。ただし、6(2)に規定する通知は行わないものとする。

イ 落札者の決定通知

6(3)イに規定する通知は、電話による通知に加え、ファクシミリの送信による通知を行う等確実な方法で通知するものとする。

ウ 入札取止通知

入札執行者は、開札後に入札執行の取りやめを決定したときは、電話による通知に加え、ファクシミリの送信による通知を行う等確実な方法で通知するものとする。ただし、入札執行の取りやめを開札時に決定したときは、開札場所において口頭により通知するものとする。

8 事後審査型一般競争入札に係る様式

入札の執行に当たって使用する各種の文書及び電子入札システムで表示又は送付する様式については、運用基準及び本取扱いに定めのないものについては、事後審査型取扱通知及び「北海道電子入札システムに係る様式について」(平成19年1月31日付け情政第1443号企画振興部長通達)における様式を使用するものとする。